

はじめに

いの町は、平成16年10月1日の3町村合併後、平成21年度までを推進期間とした第1次行政改革大綱を策定し、行政の効率化や住民サービスの向上等に努めてきました。

この5年間の取組により、指定管理者制度の活用、職員数の削減、事務事業の統合など行政のスリム化・効率化が図られ、福祉医療費等の対象者の拡充など、従来からの住民サービスを均一化しながら合併効果が町域全体に行き渡るように事業を推進してきました。

しかしながら、職員数の削減等行政のスリム化・効率化という点での行政改革について、従来と同じ手法では行政サービスの水準を維持しながらの達成が難しいことも考えられます。これからの行政改革は、行政のみならず行政と町民との協働や住民力の活用といった

観点も必要と考えます。

行政改革の目的は、高度化・多様化する住民ニーズに 대응していくことで町民の皆さまに『いの町の住民で良かった。』と感じていただくことであり、今後も一層行政改革を推進していきます。

I 基本方針

- (1) 行政改革の継続・推進
- (2) 効率的で柔軟な行政組織の構築
- (3) 成果の公表

II 行政改革推進期間

平成22年度～平成26年度

III 行政改革の主要項目

- 1 事務事業の見直し
- (1) 事務事業の整理合理化
- ① 施策の重点化
  - 重点的な財源配分による効率的な行政運営を推進する。
  - ② 事業の進行管理の徹底と計画行政の推進
    - 事業推進については、総合的な視野を必要とする

が、個々の事業の質を維持するため専門分野の人材も活用し、具体的な戦略を立て計画的に実施する。

- ③ 事業仕分けや事業評価制度の導入
  - 事務事業の必要性の有無や実施主体の在り方について分類・整理などを行うため、事業仕分けの導入を検討する。

また、施策や事務事業の効率化と改善を図るため、事業評価制度の導入を図る。

- (2) 民間委託の推進

多様化する住民サービスに対応していくためには、限られた人材・財源等の中で行政職員によるサービス提供だけでは困難な状況となっており、公民の適正な役割分担によるサービス提供によって対応していくことが求められている。

- ① 業務・施設の民間委託
  - 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、その実施を民間が担うことが適当と思われるものについては、民間に委託する。

行政と民間事業者との間

において、公共サービスや施設の運営等を行う者を決定する手続きとして、市場化テストを導入するとともに指定管理者制度等を積極的に活用する。

- ② 学校給食の民間委託の検討
  - 食の安全・食育・地産地消など学校給食における行政の責任を担保しつつ、民間委託等も視野に入れて安全で効率的な学校給食の運営について検討する。

- (3) 補助金等の整理合理化
  - 補助による行政効果を見定め、適正な補助制度となるよう整理合理化を進める。

- (4) 地方公営企業等の経営健全化
  - 事務事業の効率化や定員及び給与の適正化など、経営の健全化を進める。

- ⑤ 第三セクター・地方公社等
  - また、町が公営企業として直接経営していく必要性について検討する。

の抜本的な見直し

団体等の設置目的やサービス提供主体としての必要性等を考慮し見直しを行う。

- 2 組織・機構の見直し
  - (1) 簡素で効率的な組織編成

住民ニーズに対応できる効率的で柔軟な組織となるよう見直しを行う。

- また、必要に応じ課室を超えた横断的なプロジェクトを組むなど、事業効果の上がる体制の導入を検討する。
- (2) 各出張所存続の検討
  - 八田出張所、枝川出張所の存続又は廃止について検討する。

- (3) 幼稚園・保育園の一元化の検討
  - 多様化する利用者のニーズへ対応した子育て支援を推進する観点から、サービスの質の向上に努める。

幼稚園・保育園の統廃合については、利用者の意向や利便性に配慮しながらその是非について検討していく。

- 3 職員定数及び財政に関する事項